

役員改選の件

本協会の役員は、定款第21条に理事12名以上17名以内、監事2名以内と定められております。

また、理事及び監事の任期は、定款第25条に、選任後2年以内に修了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までと定められております。

現在の役員は、令和2年度の通常総会において選任された、理事15名及び監事2名ですが、本日の通常総会をもちまして全員が任期満了となりますので、役員改選の件についてお諮りいたします。